



獣医療の提供体制の整備を図るための 基本方針の見直しについて

平成22年2月22日

獣医事審議会事務局

目 次



1 獣医療の提供体制の整備を図るための基本方針について

- ① 基本方針について
- ② 現在の基本方針について

2 次期基本方針策定に向けた検討について

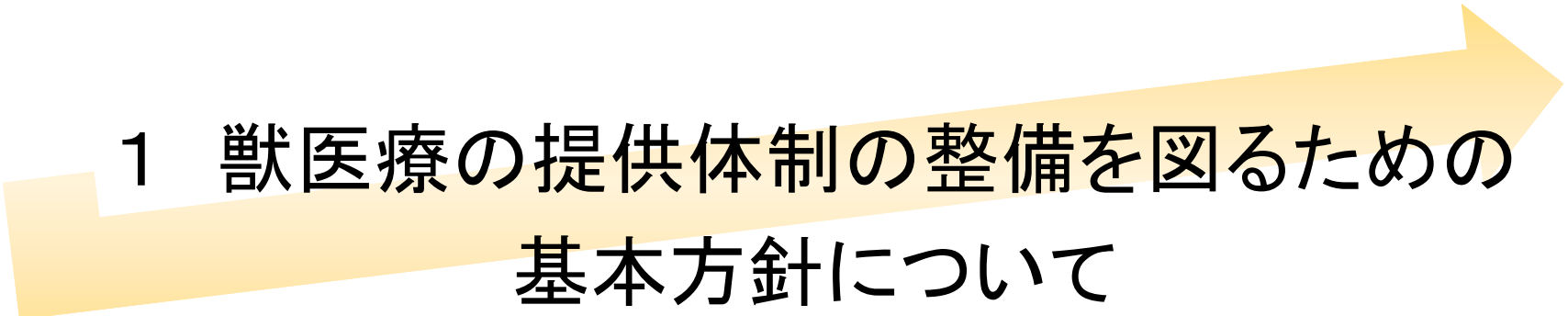
- ① 獣医事審議会計画部会におけるこれまでの審議
- ② 次期基本方針に盛り込むべき事項の検討
- ③ ワーキンググループ(WG)報告書の概要

3 次期基本方針(案)について

- ① 基本方針の見直しのポイント
- ② 新たな基本方針(案)について

(参考)

- 農林水産省の獣医療体制の整備の推進



1 獣医療の提供体制の整備を図るための 基本方針について

1-① 基本方針について

○ 国は、獣医療をめぐる情勢の変化に対応した適切な獣医療の提供体制を計画的に整備していくため、基本方針を策定・公表【獣医療法第10条】

① 獣医療の提供に関する基本的な方向

② 都道府県が計画を策定するための考え方

- ・ 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定
- ・ 獣医療提供体制の整備が必要な地域の設定
- ・ 診療施設等の連携についての基本的な考え方
- ・ 獣医療の技術向上のための計画的な研修の実施
- ・ その他重要な事項

○ 都道府県は、基本方針に即した都道府県計画において獣医師の確保等に関する地域の目標を定め、この目標に向けた関係者の努力を促進

【獣医療法第11条】

1-② 現在の基本方針について

○ 現在の基本方針は平成12年12月に公表

① 獣医療の提供に関する基本的な方向

- ・ 産業動物獣医師の確保、診療施設の整備
- ・ 口蹄疫の国内発生を契機に疫学を基礎とした防疫体制の整備
- ・ 緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立

② 都道府県が計画を策定するための考え方

- ・ 産業動物獣医師の確保目標、整備が必要な地域の設定
- ・ 組織的な家畜防疫体制の確立のための診療施設の連携
- ・ 卒後研修への計画的な参加の促進

○ 現在の基本方針の目標年度

農林水産大臣が定める目標年度は平成22年度

【平成12年 農林水産省告示第1596号】

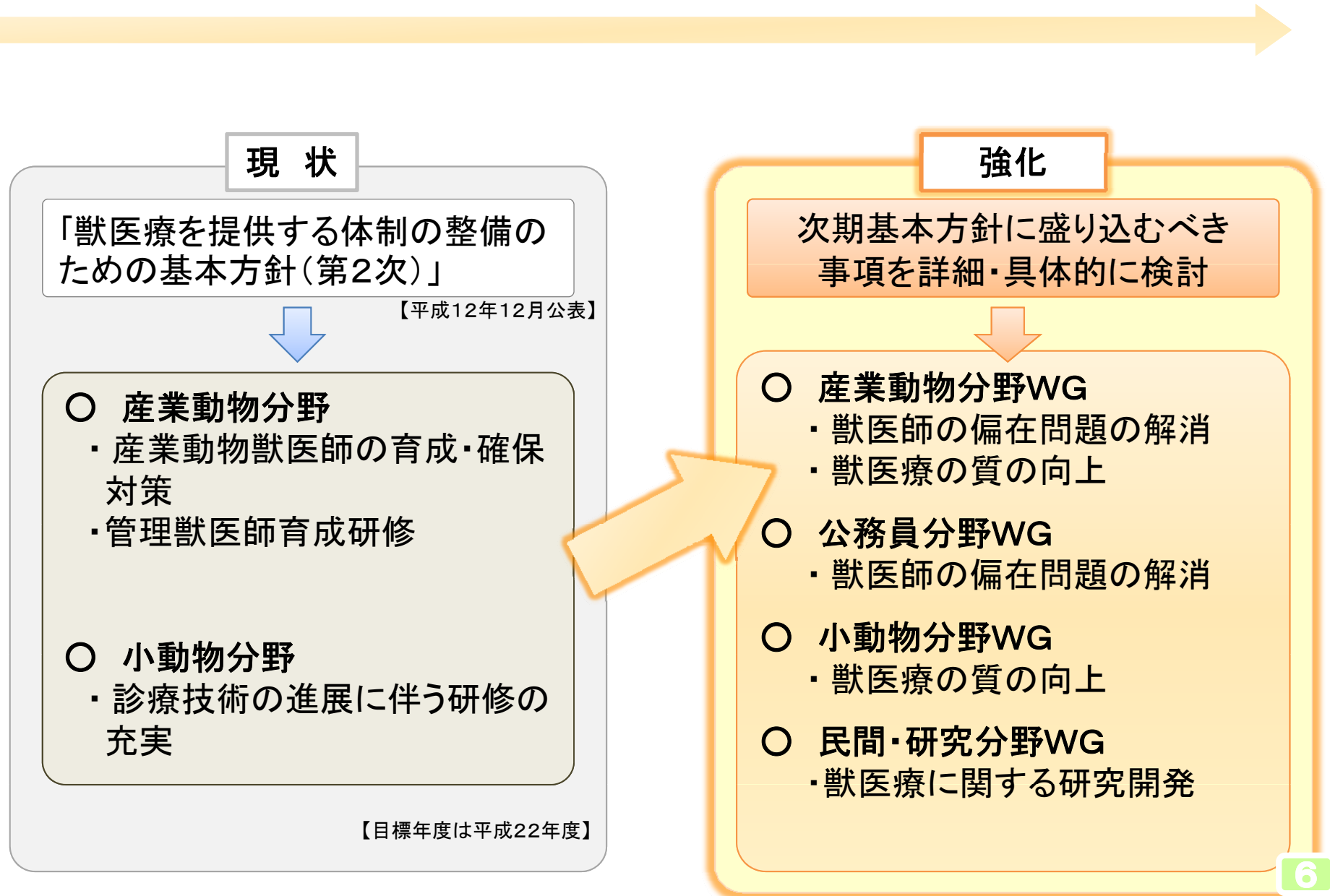
2 次期基本方針策定に向けた検討について

2-① 獣医事審議会計画部会における審議について



- 平成20年12月2日 獣医事審議会計画部会
 - ・ 現行の基本方針について検証
- 平成21年2月24日 獣医事審議会計画部会
 - ・ 獣医療提供のための体制整備に向けた取組
 - ・ 獣医大学卒業生の就業先調査
 - ・ ワーキンググループの設置
- 平成21年4月～8月 ワーキンググループ(産業動物分野、公務員分野、小動物分野及び民間・研究分野)(各3回開催)
- 10月9日 獣医事審議会計画部会
 - ・ ワーキンググループからの報告
 - ・ 基本方針の骨子案についての検討

2-② 次期基本方針に盛り込むべき事項の検討



2-③ WG報告書の概要 (Part 1)

産業動物分野WG

- ① 学生に対する臨床実習の充実、修学資金制度の活用による産業動物獣医師の確保
- ② 新規獣医師に対する卒後研修の充実による産業動物分野への定着
- ③ 専門性の高い卒後研修の実施による生産者が求める付加価値の高い獣医療の提供

【早急に取り組むべき課題】

- 緊急の課題である産業動物獣医師の確保対策を早急に強化
 - ・学生に対する臨床実習の充実、修学資金制度の見直し
 - ・新規獣医師の育成・定着のための研修の充実
- 生産者が求める付加価値の高い獣医療技術の提供による処遇改善
 - ・管理獣医師育成のための研修の充実
 - ・高度・専門獣医療技術の修得のための研修の充実
 - ・中山間地域への往診負担を考慮した新たな公的助成等の構築の検討

【中長期的視点で計画的に取り組むべき課題】

- 産業動物診療に魅力を持たせる取組
 - ・獣医師の専門性を活かす研究機関との共同研究の推進
 - ・傷病、出産・育児に対応した診療体制の整備
- 他分野専門職との連携・協力の強化の推進
 - ・獣医師、他分野専門職、生産者の連携・協力のあり方について検討

【その他留意事項】

- ・都道府県計画の早期策定、施設整備の推進
- ・大学教育の充実、国民の理解醸成、食品の安全性向上のための生産者に対する研修の充実

2-③ WG報告書の概要 (Part 2)

公務員分野WG

- ① 学生に対する体験実習の実施と修学資金制度の活用による公務員獣医師の確保
- ② 離職・休職中の獣医師を活用するための復職研修等の実施
- ③ 夜間・休日診療体制の整備や獣医師不足地域の解消に向けた取組の推進

【早急に取り組むべき課題】

- 公務員獣医師の確保対策を早急に強化
 - ・学生に対する都道府県の家畜衛生行政、公衆衛生行政の体験実習の充実、修学資金制度の見直し
 - ・新規獣医師の育成・定着のための研修の充実
 - ・離職・休職中の獣医師に対する復職研修の実施、全国規模の就業紹介システムの構築

【中長期的視点で計画的に取り組むべき課題】

- 公務員獣医師の業務に魅力を持たせる取組
 - ・獣医師の専門性を活かす研究機関との共同研究の推進
 - ・女性獣医師に配慮した職場環境の整備
 - ・傷病、出産・育児に対応した業務体制の整備
- 他分野専門職との連携・協力の強化の推進
 - ・獣医師、他分野専門職の連携・協力のあり方について検討

【その他留意事項】

- ・公衆衛生行政、動物愛護・福祉行政、小動物獣医療も積極的に考慮した都道府県計画の早期策定
- ・大学における公務員職務に関する教育の充実、公務員獣医師に対する国民の理解醸成

2-③ WG報告書の概要 (Part 3)

小動物分野WG

- ① 大学教育における臨床実習の充実による小動物獣医師の質の確保
- ② 高度化する獣医療技術に対応するための研修の充実
- ③ 動物看護職の統一資格化に向けた検討

【早急に取り組むべき課題】

- 小動物獣医療の質の確保
 - ・学生が実践技術を修得できる臨床実習の充実
 - ・最新技術・法規知識を修得する研修の充実
 - ・専門医の育成と診療体制の整備
 - ・相談窓口の明確化、監視指導の実施
- 動物看護職等他分野専門職との連携強化
 - ・獣医師、他分野専門職との連携・協力のあり方について検討
- 小動物獣医師の公益性に関する理解醸成
 - ・人獣共通感染症に関する行政窓口の明確化、夜間・休日診療体制の充実
 - ・社会貢献への取組の拡充

【中長期的視点で計画的に取り組むべき課題】

- 高度獣医療に対応した研修の実施
 - ・研修内容や適切な機関の検討
- 動物看護職に必要な知識・技術水準の検討
 - ・動物看護職の将来的な統一資格化に向け、必要な教育内容や教育体制について関係団体が中心となって検討

【その他留意事項】

- ・離島・中山間地域の無獣医師地域での獣医療提供体制の充実
- ・獣医療情報提供の指針作成
- ・動物用医薬品の適切な使用の促進

2-③ WG報告書の概要 (Part 4)

民間・研究分野WG

- ① 新興・再興感染症対策等の新たな社会ニーズに対応した研究・技術開発の推進
- ② 新たな研究・技術開発のための人材育成の強化
- ③ 産学官が連携した研究の推進

【取り組むべき課題】

- 新たな社会的ニーズに対応した研究・技術開発の推進
 - ・グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症発生リスクに対応した研究の推進
 - ・「One Health」の考え方に基づく研究・技術開発のための国際機関等との連携強化
- 民間・研究分野における専門性の高い獣医師の育成の推進
 - ・バイオメディカル分野の獣医師を育成するための大学教育の改善や研修実施の検討
 - ・高度な獣医学知識、語学力、自己表現力を兼ね備えた獣医師を育成するための大学教育や研修の充実、国際共同研究、研究者の国際交流、海外研修の推進
 - ・野生動物分野の獣医師を育成するための大学教育の充実や研修実施の検討
- 産学官が連携した研究の推進
 - ・新たな社会的ニーズに適切に対応した研究開発のための産学官の連携の強化
 - ・民間・研究分野の貢献に対する国民への理解醸成

2-③ WG報告書の概要 (Part 5)

- 安全で良質な畜産物の安定供給に関する国民の関心の高まりと、獣医師の貢献への期待
- 動物の飼育者から高度な獣医療技術の提供に対する要請の高まり
- 今後不足が予測されている産業動物獣医師等の確保

次期基本方針

都道府県計画

- ① 都道府県計画の策定
- ② 地域獣医療の連携強化

獣医師確保対策の強化 (数の確保)

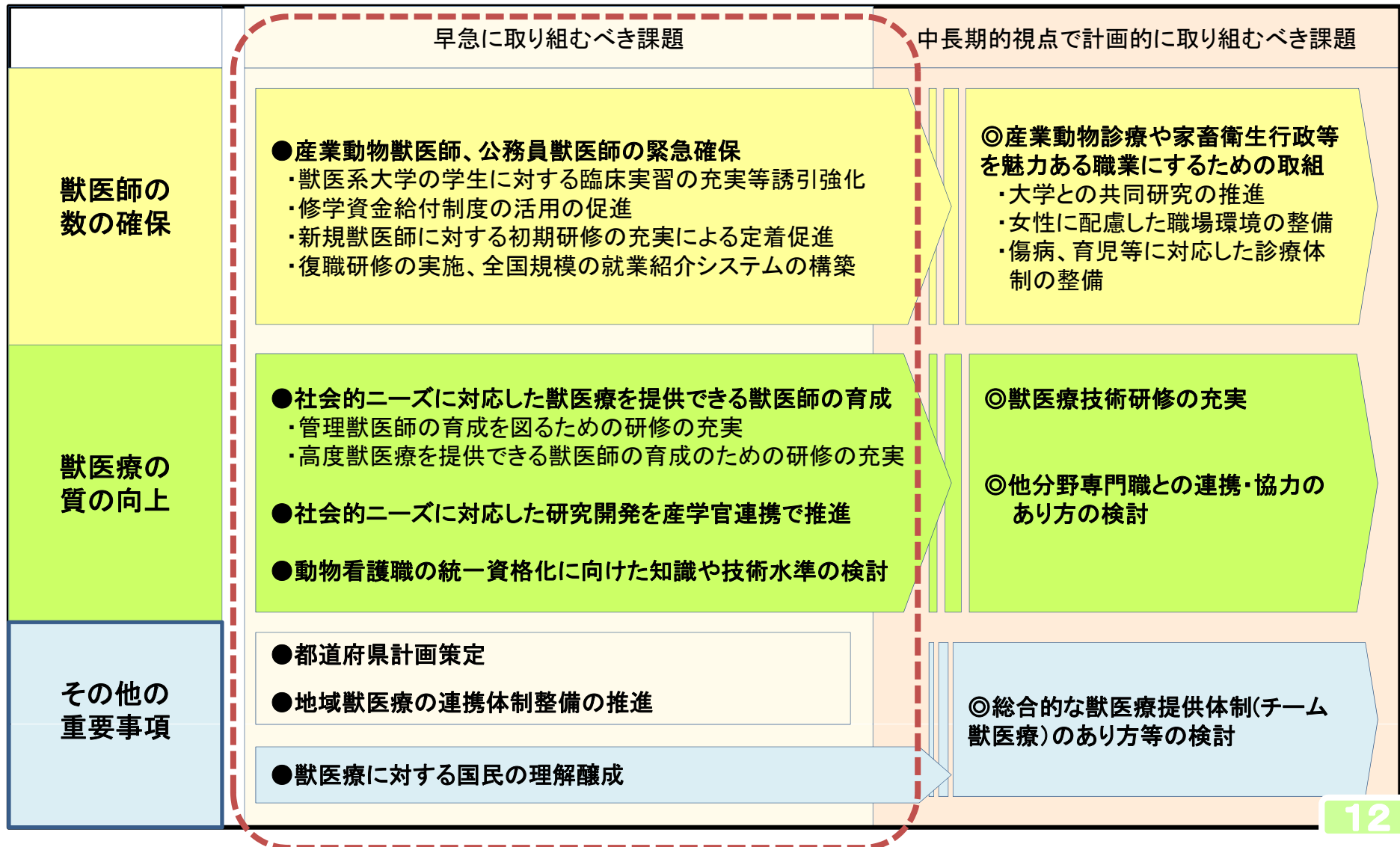
- ③ 学生の臨床実習等の充実
- ④ 修学資金給付の見直し
- ⑤ 新規獣医師の初期研修の充実



獣医療技術の向上 (質の向上)

- ⑥ 管理獣医師の育成促進
- ⑦ 高度獣医療研修の充実
- ⑧ 他分野専門職との連携の検討

2-③ WG報告書の概要 (Part 6)





3 新たな基本方針(案)

3-① 基本方針の見直しのポイント

《基本的考え方》

- ◎ 産業動物獣医師及び都道府県獣医師の確保措置を強化する
- ◎ 社会的ニーズに対応した獣医療技術が提供できる獣医師を養成・確保する
- ◎ 高度な獣医療を提供するための獣医療関係者との連携・協力を強化する

○ 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

- ① 産業動物獣医師及び都道府県の公務員獣医師の確保措置を強化
- ② 診療施設の整備及び獣医療関連施設の連携を強化
- ③ 研修を充実して、集団管理衛生技術や高度診療技術等の修得を促進

○ 小動物分野における獣医療の確保

- ① 研修を充実して、高度診療技術等の修得を促進
- ② 動物看護職の将来的な統一資格化に向けた議論を支援
- ③ 飼育者に対する保健衛生指導の充実、獣医療相談窓口の明確化

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 1)



第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について

(1) 食の生産現場における獣医師の役割

安全で良質な畜産物の安定的な供給に関する国民の関心の高まりや畜産業の飼養規模の拡大の進展に伴う集団管理衛生に対する要請

(2) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

小動物分野を中心とした最先端医療技術の獣医療現場への導入に伴い、獣医師と獣医療に携わる関係者との連携の必要性

(3) 緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保

獣医療の不足が見込まれる産業動物分野等における一層の獣医療提供体制の整備の強化の必要性

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 2)



2 基本方針の重要事項

- (1) 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の取組状況を定期的に検証するとともに、関係者に対する指導助言、その他の援助の実施に努力
- (2) 今次基本方針の策定に当たっては、特に以下の点に留意
 - ① 社会的ニーズに対応した獣医療を提供できる獣医師の養成・確保を推進
 - ② 良質かつ適切な獣医療を提供していくための獣医師と獣医療に携わる関係者との連携・協力を推進
 - ③ 獣医師の偏在等により今後不足が予測されている分野の獣医師の確保対策を強化

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 3)

3 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

(1) 産業動物獣医師及び都道府県獣医師の確保のための措置

学生を産業動物分野等へ誘引する措置の充実、労働をめぐる環境の改善

(2) 診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

診療施設・診療機器の計画的な整備・配置、相互機能・業務の連携等の促進

(3) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

- ① 新規獣医師の実践的診療技術、法令、食品の安全性に対する理解醸成を促進
- ② 管理獣医師の養成のため集団管理衛生技術等の修得を促進
- ③ 緊急時の防疫指導に係る知識、高度な診療技術等の修得を促進

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 4)

4 小動物分野における獣医療の確保

- (1) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備
 - ① 新規獣医師の診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力、法令の理解醸成を促進
 - ② 高度な診療技術、最新の診断・治療技術の修得を促進
- (2) 動物看護職の地位や身分の確立を図るため、まず、将来的な統一資格化に向け、動物看護職の技能・知識の高位平準化の検討を促進
- (3) 小動物飼育者に対する保健衛生指導の充実の促進と、小動物獣医療に対する監視指導体制の整備及び獣医療相談窓口を明確化
- (4) 一次診療施設と二次診療施設の連携・協力等に関する合意形成を促進

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 5)



5 獣医療に関する技術開発

新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく学術研究や技術開発について産学官が連携して推進。

6 その他重要な事項

- (1) 飼育者に対し、家畜衛生や食品の安全性の向上、感染症予防等に関する啓発
- (2) 夜間、休日における診療体制の整備についての合意形成と広報活動を促進
- (3) 獣医療の果たす役割について国民の理解を増進

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 6)

第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

1 診療施設の整備に関する目標

個々の診療施設の機能の向上を図るとともに、診療技術の高度化の進展や診療提供形態の多様化に対する飼育者のニーズの動向、獣医療の需給状況等を勘案し、疾病予防、治療から集団管理衛生技術まで包括な獣医療が提供できる体制を確立。

2 獣医師の確保に関する目標

産業動物獣医師について設定し、目標年度における畜種ごとの飼養頭数等を獣医師1人当たりの年間診療可能頭数で除して得られた数として、獣医師の年齢構成、新規参入状況、畜産農家の分布状況、診療施設等の整備状況、管理獣医師の養成状況、診療体制の整備状況等を勘案。

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 7)

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するため計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、将来にわたり産業としての畜産の振興が見込まれる地域、又は地域獣医療の公益性が考慮される地域を対象とする。

第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携

獣医療を提供する体制の整備が必要な地域について、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容並びにその方針を定める。

- ① 家畜保健衛生所と診療獣医師が一体となった組織的な家畜防疫体制を確立
- ② 診療施設・診療機器の効率的利用
- ③ 検査成績等の獣医療情報等の提供システムの整備
- ④ 特殊な技術を提供するための衛生検査機関との業務の連携
- ⑤ 診療効率の低い地域に対する診療の提供体制の整備
- ⑥ 新たな社会的ニーズに対応した産学官が連携した研究開発の推進

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 8)

第5 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

地域の実情に応じ、研修への計画的な参加を推進する等、獣医療に関する技術の向上に関する事項を定める。

① 臨床研修

- ・ 新規獣医師の実践的技術、法令、食品のリスク管理に関する最新の知識・技術の修得を促進
- ・ 公務員獣医師の家畜衛生、公衆衛生等行政に必要な知識・技術の修得を促進

② 高度研修

- ・ 地域の獣医療技術の指導者や管理獣医師の育成を促進
- ・ 専門性の高い小動物獣医療技術の修得を促進
- ・ 高度診断技術、最新の効率性の高い技術の修得を促進

③ 生涯研修等

- ・ 獣医療技術等の進展に応じた獣医療の修得を促進
- ・ 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修を促進
- ・ 獣医師専門医制度等の導入に向けた検討を推進

3-② 新たな基本方針(案)について (Part 9)

第6 その他の獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

地域の実情に応じ、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定める。

- ① 監視指導体制の整備、獣医療に関する相談窓口の明確化等の検討を促進
- ② 飼育者の衛生知識、食品の安全性の向上等に関する知識の一層の啓発・普及
- ③ 夜間、休日診療を提供する診療施設に関する広報活動を推進
- ④ 診療施設整備を推進するにあたっての農林漁業施設資金の融資の一層の活用

農林水産省の獣医療体制の整備の推進

新たな基本方針に基づき、産業動物獣医師等を緊急に確保していくとともに、動物の健康と国民生活の向上に資する獣医療体制を計画的に整備

① 臨床実習等支援

獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物診療等の現場に同行した臨床実習の実施や理解醸成のための講習会等を開催

② 産業動獣医師修学資金給付

産業動物獣医師を志す学生を対象に、月額10万円(私立大学の学生は12万円)の修学資金を給付

③ 新規獣医師臨床研修促進

新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施

④ 管理獣医師等育成支援

臨床獣医師を対象に、生産者が求める農家経営や飼養衛生管理等の知識と実践的な技術を修得するための研修等を実施

⑤ 地域獣医療提供取組支援

家保、臨床獣医師、生産者団体等で組織する協議会を設置し、関係者の連携強化、獣医師の人材登録バンクの設置等を支援

